

ストップ!! 枯れ草火災



空気が乾燥し強風の吹く時季は、枯れ草の焼却、たき火などの人的要因を原因とした火災が多発しています。

野外での焼却行為は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」によって、次の例外事項を除き禁止されています。

- どんど焼きやお焚き上げなど地域行事・宗教行事での焼却
- 農業者が行う稲わら・剪定枝などの焼却でやむを得ないもの
- 暖をとるためのたき火など日常生活の中で通常行われる焼却で軽微なもの等

消防署への届出

火災とまぎらわしい煙又は火炎を発生おそれのある行為をするときは、あらかじめ、消防署に届出が必要です。

また、消防署への焼却行為の届出は、火災予防の観点から設けられたものであり、届出によって屋外焼却が合法化されるものではありません。

※ 近隣の住民から苦情があった場合などは指導の対象となる場合があります。

注 意 点

- 焼却中はその場で監視すること。
- その場を離れるとき、焼却後は完全に消火すること。
- 消火器、水バケツなど消火の準備をすること。
- 風の強いときや空気が乾燥しているときは行わないこと。
- 携帯電話など緊急時の連絡手段を確保すること。